

保護者の皆さんへ

令和6（2024）年度 就学援助制度のお知らせ

松原市では、お子さんを市立小・中学校に就学させるのに経済的な理由でお困りの保護者に、就学に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を行っています。

1. 一斉受付期間等

- (1) 一斉受付期間：令和6年1月24日（水）から2月7日（水）まで
（土・日・祝日は除く）
- (2) 受付時間：午前8時30分～午後5時00分（学校）
午前9時00分～午後5時30分（市役所）
- (3) 受付場所：学校 または 教育委員会事務局 教職員課（市役所5階）
（お子さんが小・中学校両方に在学の場合は在学中の小学校
または教育委員会事務局 教職員課に申請してください。）
※ 特別な事情により申請される場合は、それぞれの学校に
申請してください。

2. 注意事項

- 就学援助は、令和4年中の収入等に基づいて認定します。毎年度申請手続きが必要です。ただし、6月以降の申請は令和5年中の収入等に基づく認定となります。
- 生活保護を受けている令和6年度小学6年生・中学3年生は、修学旅行費が支給対象となりますので、申請が必要です。（実施月を過ぎてからの申請では支給されません。）
- 一斉受付期間を過ぎた場合も、途中申請として令和7年2月5日（水）まで受けま
す。ただし、途中申請は、費目により申請月からの月割りとなります。

市民の皆さんが納めていただく市税等については、福祉や教育に関する行政運営に欠かせません。就学援助の申請とともに、安心・安全な暮らしのために納税にご理解・ご協力をお願いします。

3. 就学援助を受けることができる人

松原市内に住所を有し、松原市立小中学校に在学する児童生徒の保護者であって、

- (1) 令和4年中の合計所得額（世帯全員の合計所得額を合算）が認定基準額以下の世帯で、就学援助を必要とする方。（6月以降の申請は令和5年中の合計所得）

世帯人数別の認定基準額

世帯人数	2人	3人	4人	5人
合計所得額 (世帯合算)	1,847,600円	2,177,600円	2,507,600円	2,837,600円

※5人以降、世帯人員1人につき合計所得額に33万円加算

例1. 父、母、子ども1人の3人世帯の基準額は、2,177,600円です。

例2. 祖父、祖母、父、母、子ども2人の6人世帯の基準額は、3,167,600円です。

※ 給与所得、公的年金等所得のいずれかがある方については、所得金額から10万円を控除して世帯合算します。

※ 居住用財産の買換えにかかる譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例を受け、基準額以下になる世帯は対象外です。

※ 就学援助を申請される方は、申請前に必ず税の申告を済ませてください。（収入が0円の方、所得がある被扶養者の方、いずれの方も申告が必要です。）

※ 申請の際には、世帯の合計所得額の合計額が、上記基準以下であることを、源泉徴収票や市府民税の納税通知書等で確認してください。

※ 世帯分離にかかわらず、同居者全員の氏名を記入してください。

- (2) 認定基準額を超えているが、特別な事情により経済状況が急変し、就学援助を必要とする方。

- ・保護者が失業や入院等により、前年と比べて収入が激減し経済的に困窮している。

- ・火災、事故等により財産を失い、困窮している。

- ・その他特別な事情により教育的配慮を要する。

※ 特別な事情による場合は、申請書類等を審査のうえ認否を決定します。

4. 申請書の配布

1月から学校または教育委員会事務局教職員課（市役所5階）で配布します。

申請を希望される方は、申し出てください。

5. 申請書の提出（郵送による受付はできません。）

就学援助を申請された方には、受付時に受理票を渡します。必ず受け取ったうえで、認否通知書が届くまで大切に保管をお願いします。

6. 申請時に必要なもの

●「認定基準額以下の世帯の方」

- (1) 松原市児童生徒就学援助費支給申請書
- (2) 印鑑（認印で可。ただし、シャチハタ（スタンプ）印は不可。）
- (3) 添付書類

①5月末までに申請する場合

令和5年1月1日現在において、松原市に住民登録等がない方については、所得証明書の添付が必要ですので、令和5年1月1日時点にお住まいの市区町村役場にて、「令和5年度所得証明書」（令和4年中の収入に基づくもの）の交付を受け添付してください。

②6月以降に申請する場合

令和6年1月1日現在において、松原市に住民登録等がない方については、所得証明書の添付が必要ですので、令和6年1月1日時点にお住まいの市区町村役場にて、「令和6年度所得証明書」（令和5年中の収入に基づくもの）の交付を受け添付してください。

※同一世帯の2人以上に収入がある場合はそれぞれの所得証明書が必要です。

●「認定基準は超えているが、特別な事情により申請される方」

上記（1）から（3）の必要なものに加え、特別な事情を確認できる証明書（離職票、入院証明書、罹災証明書、直近の給与明細書等）の添付をお願いします。

※（1）申請書裏面に具体的な理由を記入してください。

※ 学校長の証明書が必要です。事前に学校に相談をしてください。

申請書の提出先は在学中の学校です。

お子さんが小・中学校両方に在学の場合はそれぞれの学校に申請してください。

7. 認定と支給方法

●一斉受付期間内に受付した審査結果（認定・不認定）は、4月に郵送で通知します。

●認定通知書は医療券の発行等に必要です。1年間、大切に保管してください。

●支給時期：年2回（5月・10月）

学用品費・学校給食費は年1回（5月）で、3月に精算します。

●支給方法：申請時に保護者の同意の上、学校長口座へ振り込みます。

※ 就学援助が認定されても学校で必要な費用が全て免除になるものではありません。月々の学校諸費は必ず学校へお支払いください。

8. 援助費目及び支給額

	支給額 (年額)	学用品費等	給食費	校外活動費 (宿泊を伴わない もの)	校外活動費 (宿泊を伴うもの) (実施学年)	修学旅行費 (実施学年)	医療費
小学校	全学年	11,100円	実費	実費 (1,510円限度)	実費 (3,470円限度)	実費 (21,000円限度)	医療券
中学校	全学年	21,700円	実費	実費 (2,180円限度)	実費 (5,840円限度)	実費 (48,000円限度)	発行

※ 一斉受付期間に申請した場合、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金（保護者負担分460円）は免除されます。（ただし、5月1日時点で認定になっている方が対象です。）

※ 生活保護を受けている小学6年生・中学3年生は修学旅行費のみが支給対象です。（修学旅行以外の教育扶助費は、生活保護法に基づき支給されているため、重複支給はできません。）

※ 支給額は令和5年度実績。変更の可能性があります。

《医療費の援助について》

● 学校での健康診断や健康相談の結果、学校保健安全法に基づく病気について、治療を指示された場合、医療費の援助が受けられます。

● 学校保健安全法に基づく病気

- ① トラコーマ及び結膜炎（アレルギー性を除く）
- ② 白せん・かいせん及び膿痂疹（皮膚科の病気）
- ③ 中耳炎
- ④ 慢性副鼻腔炎（アレルギー性を除く）及びアデノイド（耳鼻科の病気）
- ⑤ う歯（虫歯）
- ⑥ 寄生虫病

- （注意事項）
- ・ 医療機関での受診前に、検査結果のお知らせと認定通知書の2点を、教育委員会事務局までご持参ください。事務局で医療券を交付します。
 - ・ 治療にかかった医療費は直接医療機関に支払います。
 - ・ 医療券の交付を受けずに治療された場合は援助できません。

詳しくは、学校または教育委員会事務局教職員課にお問い合わせください。
松原市教育委員会事務局教職員課 TEL 072-334-1550（代表）